

## アンチ・ドーピング活動の現状

赤間高雄\*

### ●1. スポーツがドーピングを禁止する理由

スポーツにおいてドーピングが禁止されている理由は、ドーピングはスポーツの価値を損なうからである。スポーツはフェアプレーを基本として一定のルールのもとで正々堂々と勝敗を競うから、人々はスポーツに価値や魅力を感じる。スポーツは、健康、倫理、規則を守る姿勢といった魅力や価値を持っている<sup>1)</sup>(表 1)。ドーピングはスポーツ本来の価値とは相容れない。アンチ・ドーピングはスポーツの価値や完全性 (integrity of sport) を守るために行われている。ドーピングとして使用される薬物は様々な副作用を引き起こして選手の健康を害することも多い。また、ドーピングは薬物乱用を助長して社会的な悪影響がある。これらの点でもドーピングはスポーツの価値を損なうことになる。

### ●2. アンチ・ドーピング活動の仕組み

現在のアンチ・ドーピング活動は 1999 年設立の世界アンチ・ドーピング機構 (World Anti-Doping Agency : WADA) によって統括され、スポーツ界の統一規則である世界アンチ・ドーピング規程 (World Anti-Doping Code : 世界規程)<sup>1)</sup> に基づいて実施されてきた。2016 年のリオオリンピック直前に、ロシアの組織的ドーピングが明らかとなり、アンチ・ドーピング活動の体制の見直しが議論されるきっかけとなった。リオオリンピックではロシア選手団は一定の条件のもとに参加がみとめられたが、リオパラリンピックにはロシア選手団は参加できなかった。リオオリンピック

クでは、大会中に 4,882 件のドーピング検査が実施され、2016 年 10 月時点で 10 件の違反が確定した。大会前にインテリジェンスに基づき 1,333 名がターゲット検査の対象となり、15 件の違反が疑われる分析報告がなされている。また、大会前には過去大会の検体の再分析も行われ、各 NOC 選手団名簿に掲載された者の 41 名の大会参加が認められなかった<sup>2)</sup>。

世界規程には、より具体的な規則として、「禁止表」、「治療使用特例 (Therapeutic Use Exemptions : TUE)」、「検査と調査」、「プライバシーと個人情報保護」、「分析機関」の 5 つの国際基準があり、2018 年 4 月からは「規程遵守」の国際基準が加わる。世界規程では、ドーピング検査陽性以外に、ドーピングの証明、ドーピング検査拒否、ドーピング検査妨害、共犯関係のスタッフの行為など、10 項目がドーピングとして定義され、いずれかに該当すると違反として制裁をうけることになる(表 2)。ドーピングの摘発には、情報収集調査 (インテリジェンス) が重要であり、国内的には 2019 年ラグビーワールドカップ、2020 年東京オリンピック・パラリンピックの開催に備えて法整備が進んでいる。

アンチ・ドーピング活動は、ドーピングをしている者を摘発して制裁を加えるドーピング・コントロールと自らドーピングをしない選手を育てるアンチ・ドーピング教育の 2 つを進める必要がある。

### ●3. ドーピング・コントロールの現状

ドーピング検査とその後のプロセスをドーピング・コントロールという(図 1)。2015 年に世界中で実施された約 23 万件のドーピング検査のうち、禁止物質が検出された率が 1.10%、違反が確定し

\* 早稲田大学スポーツ科学学術院

表1 世界アンチ・ドーピング規程に掲げられたスポーツの価値

- ・ 倫理観, フェアプレーと誠意
- ・ 健康
- ・ 卓越した競技能力
- ・ 人格と教育
- ・ 楽しみと喜び
- ・ チームワーク
- ・ 献身と真摯な取組み
- ・ 規則・法を尊重する姿勢
- ・ 自分自身とその他の参加者を尊重する姿勢
- ・ 勇気
- ・ 共同体意識と連帯意識

文献1) をもとに作成.

た例は0.72%であったのに対し, 日本では4,827件の検査のうち, 禁止物質の検出は0.27%, 違反が0.19%と, 日本は世界平均よりは違反率が1/3以下と少ないことが示されているが, 違反がゼロではない<sup>3)</sup>. 日本の違反の特徴は, 知識不足による意図しない違反が多いとされてきたが, 最近は意図的と思われる違反や特定の競技における複数の違反が目立つようになった(表3).

禁止物質・禁止方法のリストである禁止表国際基準は毎年見直しがされるが, 近年は大きな変更はない<sup>6)</sup>(表4). 検査方法として, 検体から禁止物質を検出する以外に, 禁止物質・禁止方法を使用

表2 世界規程が定めるアンチ・ドーピング規則違反

- ① 競技者の検体に禁止物質が存在する
- ② 禁止物質・禁止方法を使用, または使用を企てる
- ③ 検体採取の回避, 拒否, 不履行
- ④ 居場所情報関連義務違反
- ⑤ ドーピング・コントロールの不当な改変
- ⑥ 禁止物質・禁止方法の保有
- ⑦ 禁止物質・禁止方法の不正取引
- ⑧ 競技者に対して禁止物質・禁止方法を投与
- ⑨ 違反関与(ドーピングの手伝い, 共謀)
- ⑩ ドーピング違反で資格停止中のサポートスタッフと関わりをもつ

文献1) に基づいて作成

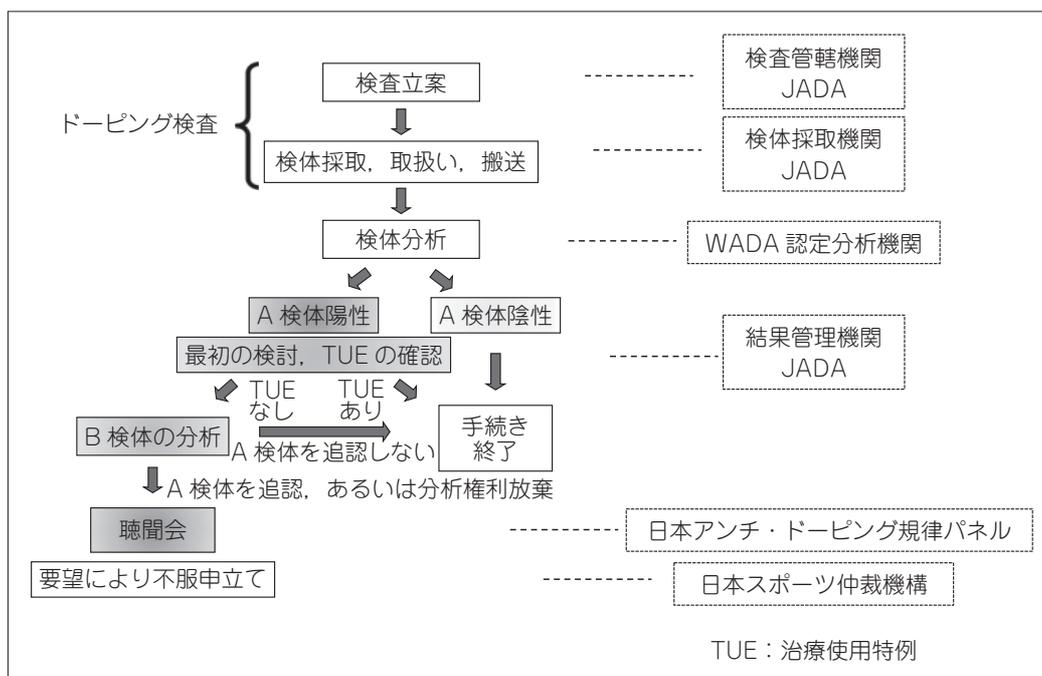


図1 ドーピング・コントロール  
ドーピング・コントロールは, ドーピング検査とその後の一連の手続きである. 右列に関係機関と対応する国内機関を記載した.

表 3 2016 年度の国内の違反事例

競技種目	違反内容 (物質)	制裁内容
* 未成年のため非公開	メチルエフェドリン [Methylephedrine]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：10 ヶ月
ボディビル	ドロスタノロン, クレンブテロール [Drostanolone] [Clenbuterol]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：3年9ヶ月
ボディビル	メタンジエノン [Metandienone]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：4年
ボディビル	1- テストステロン, 1- アンドロステンジオン [1-Testosterone] [1-Androstendione]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止：4年
サッカー	メチルヘキサンアミン [Methylexaneamine]	・ 競技成績の失効 ・ 譴責
自転車	1- テストステロン, 1- アンドロステンジオン [1-Testosterone] [1-Androstendione]	・ 競技成績の失効 ・ 資格停止 4 か月間

文献 4) と 5) から作成

表 4 禁止表国際基準 (2018 年) の項目

S0. 無承認物質	M1. 血液および血液成分の操作	
S1. 蛋白同化薬	M2. 化学的および物理的操作	
S2. ペプチドホルモン, 成長因子, 関連物質および模倣物質	M3. 遺伝子ドーピング	
S3. ベータ2作用薬		
S4. ホルモン調節薬および代謝調節薬		競技会外検査
S5. 利尿薬および隠蔽薬		
S6. 興奮薬		
S7. 麻薬		
S8. カンナビノイド	P1. ベータ遮断薬	
S9. 糖質コルチコイド		競技会検査
	特定の競技で禁止	

S1, S2, S4.4, S4.5, S6.a, M1, M2, M3 を除いて「特定物質」

文献 6) から作成

した結果として生じた変化を様々な指標で総合的に判断するアスリート・バイオリジカル・パスポートが行われるようになった<sup>7)</sup>。また、競技種目ごとに競技力向上効果をだしやすい禁止物質の種類が異なることから、オプションの分析項目を加える検体割合が競技種目ごとに指定されるようになった<sup>8)</sup>。

#### ●4. 治療使用特例 (TUE)

競技者が疾病の治療で禁止物質や禁止方法を使用するための許可を TUE という。TUE は原則として禁止物質や禁止方法を使用する前に申請する必要があるが、治療に緊急性がある場合や競技レベルが高くない競技者では禁止物質や禁止方法を使用後に速やかに申請する遡及的手続きが例外的に認められている。TUE の申請先は、国際レベル

の競技者は国際競技連盟、国内レベルの競技者は国内アンチ・ドーピング機関 (日本では日本アンチ・ドーピング機構, Japan Anti-Doping Agency : JADA) である。TUE 申請は 3 名以上の医師で構成する TUE 専門委員会が診断と治療の妥当性が審査され、国際基準に基づいて付与あるいは却下が決定される<sup>9)</sup> (表 5)。

#### ●5. 禁止物質の確認方法

JADA は薬剤師に対してアンチ・ドーピングに関する講習を行い、「スポーツファーマシスト」として 7000 人以上を認定している。JADA の Web サイトから、最寄りのスポーツファーマシストを検索でき、身近な専門家として相談できる。また、オンラインで禁止物質か否かを判断できるデータベース Global DRO が JADA およびアメ

表 5 治療使用特例の付与の基準

<p>競技者は、証拠の優越により、次の各条件が満たされたことを証明した場合に（のみ）、TUE を付与される。</p> <p>a. 禁止物質又は禁止方法を用いなければ競技者の健康状態に深刻な障害がもたらされるというような、急性又は慢性の疾患を治療するために当該禁止物質又は禁止方法が必要であること。</p> <p>b. 禁止物質又は禁止方法の治療使用により、急性又は慢性の疾患の治療の後に回復すると予想される競技者の通常健康状態以上に、追加的な競技力を向上させる可能性が極めて低いこと。</p> <p>c. 禁止物質又は禁止方法を使用する以外に、合理的な治療法が存在しないこと。</p> <p>d. 当該禁止物質又は禁止方法を使用する必要性が、使用当時に禁止されていた物質又は方法を、TUE を取得せずに以前に使用したことの結果（全面的であろうと部分的であろうと問わない。）として生じたものではないこと。</p>
---

文献 9) に基づき作成

リカ、カナダ、イギリスの国内アンチ・ドーピング機関によって共同で管理運営されている。スポーツファーマシストの検索ページと Global DRO Japan は JADA の Web サイトにリンクがある。

事業報告. ([http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2017/07/H28program\\_reportH29.3.31.pdf](http://www.playtruejapan.org/wp/wp-content/uploads/2017/07/H28program_reportH29.3.31.pdf) 2018 年 1 月 28 日確認).

- 5) (公財)日本アンチ・ドーピング機構. アンチ・ドーピング規則違反決定. (<http://www.playtruejapan.org/disclosure/panel/> 2018 年 1 月 28 日確認).
- 6) World Anti-doping Agency (編). (公財) 日本アンチ・ドーピング機構 (訳). 禁止表国際基準. 2018 年 1 月.
- 7) World Anti-Doping Agency. 2016 Anti-Doping Testing Figures. 2017.
- 8) World Anti-Doping Agency. WADA Technical Document for Sport Specific Analysis. 2017.
- 9) World Anti-doping Agency (編). (公財) 日本アンチ・ドーピング機構 (訳). 治療使用特例に関する国際基準. 2016 年 1 月.

文 献

- 1) World Anti-Doping Agency (編). (公財) 日本アンチ・ドーピング機構 (訳). 世界アンチ・ドーピング規程. 2015.
- 2) World Anti-Doping Agency. Report of the Independent Observers. Games of the XXXI Olympiad, Rio de Janeiro 2016. 2016.
- 3) World Anti-Doping Agency. 2015 Anti-Doping Rule Violations (ADRVs) Report. 2017.
- 4) (公財) 日本アンチ・ドーピング機構. 平成 28 年度